

(証券コード 3818)

平成19年3月29日

株 主 各 位

東京都目黒区下目黒一丁目8番1号
アルコタワー8階
バンクテック・ジャパン株式会社
代表取締役社長 三井所 清宏

第4期定時株主総会決議ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、本日開催の当社第4期定時株主総会において、下記のとおり報告ならびに決議されましたのでご通知申し上げます。

敬具

記

報告事項 第4期(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)事業報告の内容報告の件

本件は、第4期事業報告の内容について報告いたしました。

決議事項

第1号議案 第4期(平成18年1月1日から平成18年12月31日まで)計算書類承認の件

本件は、原案どおり承認可決されました。

第2号議案 剰余金配当(第4期期末配当)の件

本件は、原案どおり承認可決されました。(期末配当金1株につき500円)

第3号議案 定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。変更後の定款は別紙のとおりであります。

第4号議案 取締役7名選任の件

本件は、原案どおり取締役に三井所清宏、高山保夫、齋藤喜代宣、鏑木清忠、永井進、吉田恵一、野田武彦の各氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、野田武彦氏は会社法で定める社外取締役であります。

第5号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり監査役に中村渡、早川篤志の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

なお、両氏は会社法で定める社外監査役であります。

第6号議案 補欠監査役1名選任の件

本件は、原案どおり補欠監査役に野澤晁氏が選任されました。

第7号議案 会計監査人選任の件

本件は、原案どおり会計監査人に監査法人トーマツが選任され、就任いたしました。

以上

お知らせ

本総会終了後に開催された取締役会において、代表取締役および役付取締役が選定され、就任いたしました。また、同じく本総会終了後、監査役会の決議により、常勤の監査役が選定され、就任いたしました。

この結果、平成19年3月29日現在における当社の取締役および監査役は、次のとおりとなります。

代表取締役社長	三井所	清宏	
取締役	高山	保夫	
取締役	齋藤	喜代宣	
取締役	鏑木	清忠	
取締役	永井	進	
取締役	吉田	恵一	
取締役	野田	武彦	(新任)

常勤監査役	望月	克己	
監査役	中村	渡	
監査役	早川	篤志	(新任)

期末配当金のお支払について

第4期 期末配当金は、同封の「郵便振替支払通知書」により、払渡期間内（平成19年3月30日から平成19年5月1日まで）に最寄りの郵便局でお受け取りください。

また、銀行等口座振込をご指定の方は「期末配当金計算書」および「配当金のお振込先について」を同封いたしますので、ご確認ください。

(別紙)

バンクテック・ジャパン株式会社
定 款
(平成19年3月29日改訂)

第 1 章 総 則

第1条 (商 号)

当社は、バンクテック・ジャパン株式会社と称し、英文では、BancTec Japan, Inc. と表示する。

第2条 (目 的)

当社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. コンピュータ及び付属品の開発、製造、販売、輸出入、リース及び賃貸
2. 情報処理に係わるシステムインテグレーション及びコンピュータ・ソフトウェアの設計、開発、制作、販売、輸出入、リース及び賃貸
3. コンピュータ・システムの管理、運営及び保守
4. コンピュータ・システムによる情報処理の受託
5. コンピュータ関連データの作成及び入出力業務、ならびに同データの販売、保守及び賃貸
6. コンピュータ・システムの調査、研究、教育及びコンサルテーション
7. 前各号に付随または関連する一切の業務

第3条 (本店の所在地)

当社は、本店を東京都目黒区に置く。

第4条 (公告の方法)

当社の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告を行うことができない事故その他のやむを得ない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

第5条 (発行可能株式総数)

当社の発行可能株式総数は、381,980株とする。

第6条 (株券の発行)

当社は、株式に関する株券を発行する。

第7条（自己株式の取得）

当社は、取締役会決議によって、市場取引等により自己株式を取得することができる。

第8条（株式取扱規則）

当社が発行する株券の種類ならびに株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式または新株予約権に関する手続ならびに手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第9条（株主名簿管理人）

1. 当社は、株主名簿管理人を置く。
2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
3. 当社の株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載または記録、その他株式及び新株予約権に関する事務は、株主名簿管理人に取扱わせ、当社においてはこれを取扱わない。

第10条（基準日）

1. 当社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。
2. 前項のほか、必要がある場合は、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その権利を行使することができる株主とすることができる。

第 3 章 株主総会

第11条（招集の時期）

定時株主総会は毎年3月に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

第12条（招集権者及び議長）

株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

第13条（決議要件）

1. 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合のほか、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。
2. 会社法第309条第2項の規定によるべき株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

第14条（参考書類等のインターネット開示）

当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類及び事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。

第15条（議決権の代理行使）

1. 株主は当社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
2. 代理権を証明する書面は、株主総会ごとに当社に提出しなければならない。

第16条（議事録）

株主総会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、これを議事録に記載または記録し、議長及び出席した取締役が記名押印または電子署名する。

第 4 章 取締役及び取締役会

第17条（取締役会の設置）

当社は取締役会を置く。

第18条（員 数）

当社に取締役10名以内を置く。

第19条（選 任）

1. 取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
2. 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

第20条（任 期）

1. 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠または増員のために選任された取締役の任期は、その時の在任取締役の任期と同一とする。

第21条（代表取締役及び役付取締役）

1. 取締役会は、取締役の中から代表取締役若干名を選定する。
2. 取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を選定することができる。

第22条（取締役会）

1. 取締役会は、取締役社長が招集し、その議長にあたる。取締役社長に事故あるときは、あらかじめ取締役会が定めた順序に従い他の取締役が招集し、議長となる。
2. 取締役会の招集の通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急のときは、この期間を短縮することができる。
3. 取締役会の運営その他に関する事項については、取締役会の定める取締役会規程による。
4. 取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。

第23条（取締役の報酬等及び退職慰労金）

取締役の報酬等及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議により定める。

第 5 章 監査役及び監査役会

第24条（監査役及び監査役会の設置）

当社は、監査役及び監査役会を置く。

第25条（員 数）

当社に監査役4名以内を置く。

第26条（選 任）

監査役の選任は、株主総会において、議決権を行使できる株主の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

第27条（任 期）

1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 補欠のため選任された監査役の任期は、退任した監査役の残任期間とする。

第28条（常勤監査役）

監査役会は、監査役の中から常勤監査役若干名を選定する。

第29条（監査役会）

1. 監査役会の招集の通知は、各監査役に対し会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。
2. 監査役会の運営その他に関する事項については、監査役会の定める監査役会規程による。

第30条（報酬及び退職慰労金）

監査役の報酬等及び退職慰労金は、それぞれ株主総会の決議により定める。

第 6 章 会計監査人

第31条（会計監査人の設置）

当社は、会計監査人を置く。

第32条（選任方法）

会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

第33条（任 期）

1. 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとする。
2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかつたときは、当該株主総会において再任されたものとする。

第34条（報酬等）

会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第 7 章 取締役及び監査役の責任免除

第35条（損害賠償責任の一部免除）

1. 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、取締役（取締役であった者を含む。）及び監査役（監査役であった者を含む。）の当社に対する損害賠償責任を、法令が定める範囲で免除することができる。
2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役及び社外監査役との間に、当社に対する損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、その賠償の限度額は、法令が規定する額とする。

第 8 章 計 算

第36条（事業年度）

当社の事業年度は、毎年1月1日から12月31日までとする。

第37条（剰余金の配当）

1. 株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。
2. 前項のほか、取締役会の決議により、毎年6月30日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

第38条（配当の除斥期間）

期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払の義務を免れる。